

「つながり住民吉野」登録制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、吉野町に愛着を持ちながらも、現在は離れた都会で暮らす人や、町外から吉野町に通勤・通学している人など、吉野町と関わりのある人たちとのつながり・絆をさらに深め、交流促進や将来の移住につなげることを目的として、つながり住民吉野（以下「つながり住民」という。）の登録制度に関して必要なことを定めるものとする。

(登録対象者)

第2条 つながり住民として登録できる人は、前条の目的を理解し、原則として本町以外に在住する人とし、本町出身の人、本町に通勤・通学している（していた）人、ふるさと納税で本町に寄付した人など、本町に愛着を持ち積極的に関わる意思のある人とする。

(登録及び抹消)

第3条 つながり住民として登録を希望する人は、「つながり住民吉野」登録申請書（第1号様式）を町長に提出、またはウェブサイトから申請するものとする。

2 町長は、前項の申請を審査のうえ、つながり住民に登録する。希望者にはつながり住民吉野登録証明書（第2号様式）を発行する。

3 町長は、本人の申し出があった場合は、つながり住民の登録を抹消するものとする。

4 町長は、登録の状況を明らかにするため、「つながり住民吉野」管理台帳（第3号様式）を整備するものとする。

(費用負担)

第4条 つながり住民の登録に係る費用は無料とする。

(つながり住民に期待すること)

第5条 町長は、つながり住民に次の各号に掲げることを期待する。

(1) 吉野町を心のふるさととして愛し続けていただくこと。

- (2) 吉野町に興味・関心を持ち続けていただくこと。
- (3) 吉野町の魅力を広報していただくこと。
- (4) 吉野町とのつながりを大事にさせていただくこと。
- (5) 吉野町の実展に関するアドバイスをいただくこと。
- (6) 吉野町を訪れていただくこと。
- (7) 吉野町の魅力向上に対する支援をいただくこと。
- (8) 吉野町をふるさと納税で応援していただくこと。

(町の役割)

第6条 町長は、つながり住民として登録した人のために次の各号に掲げることを行う。

- (1) 吉野町に関する情報の提供
- (2) つながり住民への特典・サービスの提供
- (3) つながり住民からの意見に対する適切な対応
- (4) 吉野町を訪れた人に対する、おもてなしの心を持った対応
- (5) その他つながり住民登録に関する業務

(個人情報保護)

第7条 町長は、吉野町個人情報保護条例（平成22年吉野町条例第16号）の規定により、保有する個人情報を適切に取扱い、つながり住民に関する業務以外には使用してはならない。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、つながり住民の登録に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年1月1日から施行する。